# 特別区設置に伴う住所変更の手続きについて

- ◆これまでの政令指定都市への移行事例等では、公的な住所変更手続きのうち、自動車運転免許証や 国民健康保険被保険者証などについては必要ありませんでした。
- ◆今回の特別区設置の際も、公的なものについては<u>できる限り手続きをしていただく必要がないよう</u>に 設置準備期間中(住民投票後~令和6年12月)に関係機関と調整を行います。
- ◆政令指定都市のうち、最も新しい(平成24年4月移行)<u>熊本市の事例</u>では、次のようなものが不要とされていました。

# 《参考》熊本市において手続きが不要とされていたもの

※熊本市発行「政令指定都市移行に伴うお知らせ」より主なものを抜粋

#### 〈暮らし〉

- □電気使用者の住所
- □ 電話番号、電話帳に記載されている住所
- □ 預金通帳、キャッシュカード ※1
- □保険証書(証券)※2
- □都市ガス、水道、下水道使用者の住所
- □ 保育園在園児、学校等への住所変更手続き
- □ 旅券 (パスポート) 申請、交付手続き
- ※1「一般的には手続きは必要ありませんが、詳細については、 お取り引きの金融機関にお問い合わせください。」との記載あり。
- ※2「詳細については、お取り引きの保険会社にお問い合わせ ください。」との記載あり。

## 〈年金·健康保険関係〉

- □ 介護保険被保険者証
- 国民健康保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証
- □ 国民年金加入者の住所(第1号、第3号被保険者)
- □厚牛年金加入者の住所

## 〈戸籍·住民票·税金関係〉

- □住民票
- □戸籍
- □ 印鑑登録、印鑑登録証
- □ 住民基本台帳カード
- □ 外国人登録証明書
- □ 市税等の証明書
- □ 原動機付自転車の標識(ナンバープレート)の変更

# 〈運転免許·車検証·登記関係〉

- □ 自動車運転免許証
- □ 白動車検査証
- 自動車保管場所証明書
- □ 不動産(十地、建物) 登記簿の所在
- □ 会社等(商業、法人等)登記簿に記録された 本店、主たる事務所及び役員の住所

#### 〈福祉·保健関係〉

- □ 身体障がい者手帳
- □療育手帳
- ■精神障がい者保健福祉手帳
- □ 特別障がい者手当、障がい児福祉手当、 経過的福祉手当
- 自立支援医療費受給者証
- □ 児童手当

- □ 母子健康手帳
- □ 乳幼児医療費受給資格者証
- □ 子ども医療費受給資格者証
- □ 特定疾患医療受給者証
- □ 小児慢性特定疾患医療受診券
- □ 養育医療券
- □ 育成医療券

#### お問い合わせ窓口

TEL/06-6208-8989 FAX/06-6202-9355

大阪府・大阪市副首都推進局(問い合わせ担当)